

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三里浜砂丘地	平成27年3月19日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	225.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	59.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.2ha

2 対象地区の課題

<p>三里浜砂丘地は、令和元年度に5名が新規就農するなど就農希望者が多い地区であるが、他地域同様、農業者の高齢化及び後継者不足が課題である。</p> <p>さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が三里浜砂丘地にも拡大しており、その対策が課題である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>砂丘地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。認定農業者はもちろん、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。</p>
<p>山岸地域の農地利用は、ニンジン等を生産する認定農業者1経営体や生産者グループ1経営体、ミディマト等を生産する認定新規就農者7経営体などが担う。</p>
<p>黒目地域の農地利用は、コカブやメロン等を生産する認定農業者3経営体、ミディマト等を生産する認定新規就農者2経営体などが担う。</p>
<p>米納津地域の農地利用は、スイカやダイコン、コカブ等を生産する認定農業者5経営体、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>
<p>下野地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。また、沖野々地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	21経営体		44.11 ha		55.91 ha	
認農法	2経営体		8.14 ha		10.54 ha	
集	1経営体		3.80 ha		3.80 ha	
認就	10経営体		5.78 ha		8.16 ha	
到達	16経営体		18.10 ha		19.62 ha	
計	50経営体		79.93 ha		98.03 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 三里浜砂丘地農業支援センターが中心となり、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地を斡旋していく。</p>
<p>○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生との繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。</p>
<p>○産地形成 園芸タウンの形成により、効率的な生産基盤(リースハウス等)を整備し、所得向上を図る。</p>
<p>○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業を活用する。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策を行う。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。</p>
<p>○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	野中山王地区(野中山王集落)	平成27年3月19日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.01ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.41ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.35ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織、法人1経営体、認定農業者が農地利用を担う。
また、令和6年度より、地域の新規就農者1名を中心経営体として育成する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		5.4 ha		4.8 ha	
認農法	1経営体		10.2 ha		13 ha	
集	1経営体		4.8 ha		4.8 ha	
認就	1経営体		- ha		3.9 ha	
計	5経営体		20.4 ha		26.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。 特に鳥獣害対策のために設置した、金網柵などの設備の点検作業を継続して行う。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。</p>